

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B1)

(11)特許番号

特許第7497005号
(P7497005)

(45)発行日 令和6年6月10日(2024. 6. 10)

(24)登録日 令和6年5月31日(2024. 5. 31)

(51)Int. Cl.

B 6 6 B 7/08 (2006. 01)

F I

B 6 6 B 7/08

Z

請求項の数 3 (全 16 頁)

(21)出願番号 特願2024-58691(P2024-58691)

(22)出願日 令和6年4月1日(2024. 4. 1)

審査請求日 令和6年4月3日(2024. 4. 3)

早期審査対象出願

(73)特許権者 516158839

株式会社たま建築

埼玉県川口市赤井2-1-10

(74)代理人 100124316

弁理士 塩田 康弘

(72)発明者 江頭 一徳

埼玉県川口市赤井2-1-10

審査官 太田 義典

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 シンプルロッドとワイヤの緊結装置

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

エレベータのかごを支持するワイヤに接続されるグリップ部と、このグリップ部に一体化し、外周面に雄ねじが形成された軸部を有し、前記かごに接続されるシンプルロッドの前記グリップ部と前記ワイヤを緊結するために使用される緊結装置であり、

水平方向に距離を置いて並列する少なくとも2本の縦枠と、この両側に位置する2本の前記縦枠の上部間に架設されて前記2本の縦枠に接合され、前記シンプルロッドの前記軸部が挿通する挿通孔を有する上枠と、前記両縦枠の下部間に架設されて前記両縦枠に接合される下枠と、前記上枠と前記下枠の中間の位置で前記縦枠間に架設されて前記両縦枠に接合され、前記ワイヤが挿通する挿通孔を有し、前記ワイヤを保持する中間材とを備え、前記上枠の前記挿通孔の周りに前記シンプルロッドの前記軸部に螺合するナットが配置され、

前記上枠の前記縦枠への接合部分の断面上の図心は前記上枠の前記挿通孔の大きさ内に納まり、前記中間材の前記縦枠への接合部分の断面上の図心は前記中間材の前記挿通孔の大きさ内に納まっていることを特徴とするシンプルロッドとワイヤの緊結装置。

【請求項2】

前記シンプルロッドの軸方向と平行な面を有する板要素である補剛材が前記上枠に一体化していることを特徴とする請求項1に記載のシンプルロッドとワイヤの緊結装置。

【請求項3】

前記中間材は前記縦枠間に架設されて両者に接合される中残と、互いに分離し、前記ワ

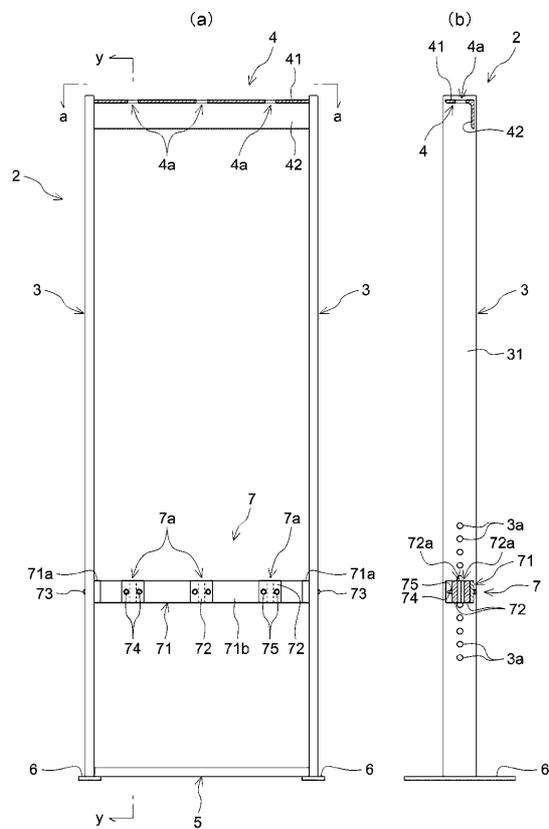
【要約】

【課題】エレベータのかごに接続されるシングルロッドとエレベータのかごを支持するワイヤを、共に張力を付与した状態で緊結する上で、シングルロッドのグリップ部とワイヤとの接続部にシングルロッドの軸方向に張力を導入可能にする。

【解決手段】並列する縦枠 3、3 と、縦枠 3、3 の上部間に架設され、シングルロッド 8 の軸部 8 1 が挿通する挿通孔 4 a を有する上枠 4 と、両縦枠 3、3 の下部間に架設される下枠 5 と、上枠 4 と下枠 5 の中間位置で縦枠 3、3 間に架設され、ワイヤ 9 が挿通する挿通孔 7 a を有し、ワイヤ 9 を保持する中間材 7 からフレーム 2 を構成し、上枠 4 の挿通孔 4 a の周りにシングルロッド 8 の軸部 8 1 に螺合するナット 4 3 を配置し、上枠 4 の縦枠 3、3 への接合部分の図心 O を上枠 4 の挿通孔 4 a の大きさ内に納め、中間材 7 の縦枠 3、3 への接合部分の図心 O' を中間材 7 の挿通孔 7 a の大きさ内に納める。

【選択図】 図 1

【図 1】



【図 2】

